

印西市連携協定実施要綱

(目的)

**第1条** この要綱は、市が事業者等と締結する個別事業連携協定及び包括連携協定（以下「個別事業連携協定等」という。）について必要な事項を定め、市と事業者等がそれぞれ保有する資源を有効に活用した協働による連携事業を推進することにより地域の課題解決を図り、地域社会の発展や市民サービスの向上等に資することを目的とする。

(定義)

**第2条** この要綱において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者等 事業活動又は公共的活動を行う企業、法人その他の団体であって国及び地方公共団体以外の団体をいう。
- (2) 連携事業 市及び事業者等が地域課題及び行政課題の解決に向けて自らの申し出により行われる反対給付を伴わない役務の提供、物品の貸与その他これらに類する行為（実費相当の費用負担を伴うものを含む。）をいう。
- (3) 個別事業連携協定 個別の連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。
- (4) 包括連携協定 複数の分野での連携事業の実施に当たって必要な事項を定め、市及び事業者等双方の合意の上で締結する協定をいう。

(事業者等の基準)

**第3条** 個別事業連携協定等の対象とする事業者等の基準は、事業者等又は事業内容が次の各号のいずれにも該当しないものとする。

- (1) 法令等に違反する行為を行ったもの又はこれに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に該当するもの又はこれに類するもの
- (3) ギャンブルに係るもの（公営事業を除く。）
- (4) 法律に定めのない医療類似行為に係るもの
- (5) 暴力団、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する者）又は暴力団員等（印西市暴力団排除条例（平成23年条例第14号）第2条第3号に規定する者）の関与が認められるもの
- (6) 人権侵害の事象があったもの又はこれに類するもの
- (7) その他個別事業連携協定等の相手方としてふさわしくないもの

(連携事業の基準)

**第4条** 個別事業連携協定等の対象とする連携事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 市が事業者等との連携により新規で実施可能なもの

- (2) 市が既に実施している事業のうち、事業者等との連携が可能なもの
- (3) 事業者等が社会貢献のために実施する事業で、市との連携により市民サービスの向上に寄与するもの
- (4) その他事業者等の自らの発意により市との連携及び協働を希望する活動や分野に関するもの

2 前項の規定にかかわらず、当該連携事業が次の各号のいずれかに該当するときは、当該連携事業を個別事業連携協定等の対象としない。

- (1) 事業者等の直接的な営業又は広告宣伝を目的とするもの
- (2) 政治的又は宗教的目的を有するもの
- (3) 法令等で製造、提供等が禁止されている又は法令等に基づく許可等を受けていない役務、商品を提供するもの
- (4) 非科学的なもの若しくは迷信に類するもので利用者を惑わせ、若しくは不安を与えるもの又はそのおそれのあるもの
- (5) 民間事業者等の利益誘導のおそれのあるもの
- (6) その他連携事業としてふさわしくないもの  
(個別事業連携協定等の締結等)

**第5条** 市及び事業者等は、前条に掲げる事項について事前協議が整ったときは、連携事業の内容、協定の条件、有効期間その他必要な事項を明記した書面（以下「協定書」という。）を作成し、個別事業連携等協定を締結するものとする。

2 包括連携協定の締結は、個別事業連携協定を締結後3年間の連携事業の実績を踏まえ締結するものとする。ただし、市長が認めるときは、3年間の個別事業連携協定の連携事業の実績を経ずに包括協定を締結できるものとする。  
(知的財産権等の取扱)

**第6条** 市及び事業者等は、個別事業連携協定等の連携事業において、いずれかが知的財産権等の対象となるべき発明又は考案をしたときは、相手方に通知しなければならない。この場合において、当該知的財産権等の取得のための手続及び権利の帰属等に関する詳細については、双方協議して定めるものとする。

(協定内容の公表)

**第7条** 市は、第5条の個別事業連携協定等を締結したときは、記者発表、ホームページへの掲載その他適切な方法により、速やかにその内容を公表するものとし、事業者等も同様に公表することができるものとする。

(協定の有効期間)

**第8条** 協定の有効期間は、協定締結の日から当該日の年度の末日までとし、期間満了の1か月前までに申出がないときは、同一の条件をもって1年間更新するものとし、以後も同様とする。ただし、市又は事業者等に特別の事情があるときは、この限りでない。

(協定の解除)

**第9条** 市は、事業者等又は連携事業が次の各号のいずれかに該当するときは、

当該事業者等の申し出た連携事業について、第5条の事前協議を中止し、又は個別事業連携協定等を解除することができる。

- (1) 第3条各号及び第4条第2項各号のいずれかに該当したとき。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定に基づき、市の入札に参加できない団体に該当したとき。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定に基づき、市から公の施設の指定管理者に係る業務の全部若しくは一部を取り消され、又は当該業務の全部若しくは一部を停止されたとき。
- (4) 印西市税の滞納があるとき。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）、会社更生法（平成14年法律第154号）、破産法（平成16年法律第75号）又はその他倒産等に関する法律に基づくいずれかの手続について申立てがなされたとき。
- (6) 協定に定める連携事業の実施に必要な資格その他許認可等について、監督官庁から取消処分又は停止処分を受けたとき。
- (7) その他市が特に必要と認めるとき。

- 2 市又は事業者等は、天災その他いずれの責めにも期さない事由により、連携事業の実施が困難と判断したときは、当該連携事業が天災等の際の実施を目的とするものを除き、当該協定の解除を申出ることができる。

（実績報告）

**第10条** 市は、事業者等に対し、個別事業連携協定等に基づく連携事業について実績の報告を求めることができる。

- 2 市は、3年以上連携事業の実績がない事業者等に対し、個別事業連携協定等の継続について協議の場を設けることができる。

（協議）

**第11条** この要綱及び協定書に定めのない事項又はそれらの内容等に疑義が生じたときは、市及び事業者等がその都度協議の上、これを取り決めるものとする。

（委任）

**第12条** この要綱に定めるもののほか、協定について必要な事項は、市長が別に定める。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、令和4年5月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の際、現に締結されている協定は、この要綱の規定により締結されたものとみなす。